

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

<乙部町の人口構造>

乙部町の人口は、国勢調査によると、昭和25年のピーク時に9,266人であったが、令和2年には3,403人まで減少しており、減少率は約63%と著しい減少幅となっている。国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、社会減、自然減の両方の要因により、今後も急速な減少が続いた場合、令和22(2040)年には、2,327人(2010年対比で47%減少)、令和42(2060)年には、1,388人(2010年対比で69%減少)と非常に厳しい人口減少が予測される。

65歳以上の高齢者人口は令和2年時点で1,552人となっており、高齢化率は45.6%であり、今後もさらなる高齢化が予測される。

人口の社会動態については、20年以上にわたり転出による減少が20人から70人規模で続いており、人口の自然動態についても同様に死亡数が出生数を上回る状況が続いていることから、高齢化の進行により、今後さらに自然減が進行することが想定されている。

<乙部町の産業構造>

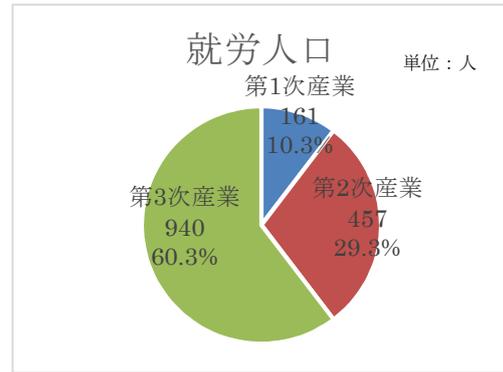
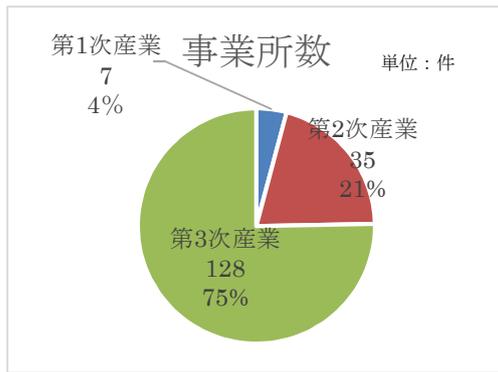
乙部町の産業構造について、平成28年経済センサスによる事業所数では、全体で170件の事業所があり、産業別では第1次産業が7件(4%)、第2次産業が35件(21%)、第3次産業が128件(75%)となっている。

就業人口を国勢調査で見ると、令和2年に1,559人となっており、全人口(3,403人)の45.8%を占めている。平成2年、7年、12年の国勢調査では50%台で推移していたが、平成17年の国勢調査から40%台に減少している。

産業別では、昭和35年に72.9%あった乙部町の基幹産業である第1次産業が年々減少し、令和2年には、第1次産業が161人(人口比10.4%)、第2次産業が457人(人口比29.3%)、第3次産業が940人(人口比60.3%)の割合に推移している。

これらは昭和40年代の高度成長と過疎化の進展、昭和50年代の経済危機、バブル経済の興隆と崩壊などにより地域農林漁業の停滞、若年労働者の流出、出稼ぎ等により第一次産業から他産業に従事したことが要因であると考えられる。

これからも高齢化や担い手の減少、漁獲資源の減少により更なる就労人口の減少が懸念される。



<中小企業者の実態>

乙部町の事業所については、ほとんどが中小企業等経営強化法に基づく中小企業であり、平成28年経済センサスの事業所数別では従業員0人が59件（34.7%）、1～4人が79件（46.4%）であり、5～29人以下では28件（16.5%）、30人以上では4件（2.4%）となっている。

町内の卸売業では平成18年、26年に大規模な水産加工業者の進出等があり、町内の販売額が伸びている状況ではあるが、原材料不足により小規模な水産加工業者は厳しい経営を余儀なくされている。

また、短時間労働者の雇用が多く、安定した雇用にはつながっていない。

一般小売業については経営規模が零細な商店が大半を占めており、町内大型スーパーの町外移転、モータリゼーション社会の発展に伴い近隣市町村への消費購買流出が続いている。

工業では農産加工、水産加工、化粧品製造等が多いが、出荷額については平成21年度に町内の製材会社が経営破綻してから激減している。

今後、経営者及び従業員の高齢化や担い手の減少によって乙部町の中小企業が一気に衰退していくことが懸念されることから、その対応が喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく「導入促進基本計画」を策定し、町内事業者の先端設備等の導入を推進することで、高齢化や就労人口の減少の中であっても、労働生産性を維持・向上し、収益力を高め、雇用の維持・創出を促す必要がある。

このことを実現するため、計画期間内に先端設備等導入計画を3件程度認定することを目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

乙部町では、雇用の維持・創出を促すため、幅広い設備において生産性の向上が必要であることから、この計画における対象設備は中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等すべてとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

乙部町内の事業所が、設備投資を行いやすい環境を整備することにより、労働生産性の維持・向上につながると考え、この計画において対象とする地域は、乙部町内全地域とする。

(2) 対象業種・事業

乙部町の事業者は、業種を問わず労働生産性の維持・向上の実現が必要であることから、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様であるため、本計画において対象とする事業は労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる全事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年7月2日～令和7年7月1日までの2年間とする

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

<雇用への配慮>

先端設備等を導入したことにより人員の削減につながるような計画は認定しない等、雇用の安定に配慮する。

<認定等に対する配慮>

先端設備等導入を計画する事業者が公序良俗に反する事業や反社会的勢力との関係が認められるものに対しては計画を認めず、また、国及び都道府県、他の市町村において税金等の滞納がある事業者であることが確認できた場合においては計画を認定しないことにより、健全な地域経済の発展に配慮する。